

南九州市スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 南九州市スポーツ協会（以下「本会」という）が行う表彰に関してはこの規程に定めるところによる。

(表彰の基準)

第2条 本会は、次の各号に定める基準に該当する者がある時はこれを表彰する。

(1) スポーツ協会功労者

本市のスポーツ振興に顕著な功績があり、企画あるいは指導に秀でており、その経験年数が10年以上でおおむね50歳以上とし、現在も社会体育を熱心に指導している者。

(2) 優秀スポーツ選手及び団体

(ア) 県大会（スポーツ協会・学体連の主催するもの）で優勝した個人並びに南九州市内の団体。

(イ) 県代表として、九州大会もしくは全国大会に参加し、入賞した個人並びに南九州市内の団体。（予選を伴い、県大会を勝ち抜き、九州あるいは全国で3位以内になった者）

(3) 社会体育優良団体

(ア) 地域・職場の団体及びスポーツクラブであること。

(イ) 組織的かつ計画的に社会体育活動を行っていること。

(ウ) 当該団体の行う社会体育活動が、その地域または職場の生活を明るく豊かにし、かつ健康体力の保持増進に貢献していること。

(エ) 設立後、少なくとも5年以上を経過しその実績が年々向上していると認められる団体。

(4) その他、表彰委員会で認める個人及び団体。（本条（2）において、市外の学校等に所属する団体に登録された者については、県大会で優勝かつ九州大会以上の大会で顕著な成績を修めた者）

(候補者の推薦)

第3条 表彰候補者等は、本会加盟団体及び学校長・地区公民館長等が推薦するものとする。

(審査)

第4条 表彰者及び表彰団体は、前条の規定により推薦された者について表彰委員会において審査し決定する。

(表彰委員会)

第5条 表彰委員会は本会会長・副会長・理事長・事務局がこれにあたる。

(選考範囲)

第6条 第2条の規定に該当する個人・団体の選考範囲は次のとおりとする。

(1) 学生・一般社会人を問わず、原則として南九州市内に居住又は南九州市内の小・中学校出身者であること。

(2) 南九州市内にある学校及び団体等。

(3) 過去3年以内に表彰を受けた者を除く

(表彰)

第7条 表彰においては表彰状を贈呈する。

2 表彰は毎年、市民スポーツ大会で表彰する。

(附則) この規定は、平成21年9月16日から実施する。

この規定は、平成22年9月24日から実施する。

この規定は、平成28年9月21日から実施する。

この規定は、平成29年4月18日から実施する。

この規定は、令和5年4月12日から実施する。